

デジタルプログラミング教室利用規約

デジタルプログラミング教室利用規約(以下「本規約」といいます。)は、ここでサポート株式会社(以下「当社」といいます。)が運営するデジタルプログラミング教室小岩校・亀戸校(以下「本教室」といいます。)を講師者(以下「生徒」といいます。)が利用するに際し、生徒及び生徒の親権者・後見人等の法定代理人その他の保護者(以下単に「保護者」といい、生徒と保護者の両者を総称して「会員」といいます。)に適用されるものとします。

第1条 [目的]

デジタルプログラミング教室はカリキュラムを通して課題を発見・解決しながら新たな価値を創造できる情熱をもった子どもを育成することを目的とする。

第2条 [入会資格]

デジタルプログラミング教室に入会する方は、次の要件を備えていなければならない。

- デジタルプログラミング教室の目的に賛同すること。
- 各クラスの対象年齢および条件に該当すること。 ※教室案内参照
- 本規約に同意すること。

第3条 [入会手続]

- デジタルプログラミング教室に入会を希望する方は所定の手続きに従い申し込み、別途定めるレッスンスケジュールに従い、入会希望月から参加することができる。
- デジタルプログラミング教室に入会を希望する方は、生徒が受講する上で留意すべきことがあれば入会手続き時に申告することとする。
- デジタルプログラミング教室に入会を希望する方は、所定の金額を当社に納めるものとする。

第4条 [諸費用]

- 諸費用とは入会金、初回登録料、月謝、補習、イベント等の参加費等をいう。ただし、補習、イベント等の参加費用は希望者のみ別途申し受けるものとする。
- 月謝は前納とし、当月分を前月27日に決済する。ただし、土・日・祝日にあたる場合は前営業日の対応とする。
- 入会時は初月納入費用として入会金、初回登録料及び2か月分の月謝を支払うものとする。

第5条 [諸費用の納入方法]

諸費用は所定の手続きにより口座振替によって支払う。ただし、初回納入費用は銀行振込とする。

第6条 [諸費用の不返還/クーリングオフ制度]

一旦入金した諸費用は、入会不許可その他正当な理由がある場合を除き、返還しない。
入会申し込みを受領した日から8日以内に書面による退会書類をお申し出いただいた場合は初回納入費用を返還する。

第7条 [会費の滞納]

会員が会費の納入を3ヶ月分怠ったときは、デジタルプログラミング教室は生徒への指導を停止し、又は除名することがある。

第8条 [レッスン日および時間]

- デジタルプログラミング教室のレッスン日、時間についてはレッスンスケジュールによる。
- 使用施設もしくは指導者の事故、自然災害、社会事情等やむをえない事情により、定められたレッスン日、時間、期間等を変更または廃止することがある。
- 前2項に定める事情が生じた時は、当社は当該事情を認識した時点において、会員に対して速やかに当社が定める連絡手段で通達するよう努める。
- 感染症にかかった場合は医師が許可するまでレッスンへの参加ができないものとする。

第9条 [禁止事項]

会員は次の事項を厳守するとともに、生徒の付添人をして次の事項を遵守させなければならない。

- 諸費用を滞納せず、若しくは諸費用支払いを拒否しないこと。
- 他者に暴力を振るわないこと。
- 他者に暴言や悪態をつかないこと。
- レッスン進行の妨げになる行為を行わないこと。
- 本教室の教室長の許可なく、レッスンまたは本教室のイベントをビデオ撮影・写真撮影・録音しないこと。また、これらの映像、画像、音声等を本教室の教室長の許可なく、他者に発信する行為をしないこと。

第10条 [退会]

- 退会を希望する会員は、所定の手続きにより届け出なくてはならない。前

- 月5日までに所定の手続きを完了した場合は当月末退会となる。(例:9月5日所定の手続きを完了→10月31日退会)
- 退会の所定の手続きが完了していない場合は、出席の有無に関わらず、当月の受講料全額が発生し、一度入金した諸費用については、正当な理由がない限り、返還できないものとする。
- 本教室・コースに再入会する場合は、入会金は発生しないものとする。ただし、初回登録料は必要とする。

第11条 [休会]

- 休会を希望する会員は、休会開始希望月の前月5日までに所定の手続きにより届け出なくてはならない。(例:9月5日 所定の手続きを完了→10月1日から休会開始)
- 1ヶ月以上6ヶ月未満の期間でレッスンを欠席する場合は休会とする。
- 休会時既に納入済の諸費用がある場合は復会月に充当する。
- 休会から復会せず退会となった場合においては、一度入金した諸費用については、正当な理由がない限り、返還できないものとする。
- 6ヶ月以上レッスンを欠席する場合は自動的に退会とする。

第12条 [復会]

休会から復会する会員は、復会希望月の前月末までに所定の手続きにより届け出なくてはならない。

第13条 [教室またはクラス等の変更]

- 会員は当社が定めた教室・クラス・レッスン受講日時の変更に応じなければならない。
- クラスの人数が4名未満の場合は、事前に会員に通知した上で、クラスを統合することがある。
- クラスの状況や人数等の事情により、より効果的なレッスンを行うため、レッスン期間の途中でクラスの組替え(他の曜日、時間帯への変更をお願いする場合があります)をさせていただく場合がある。

第14条 [兄弟割引]

兄弟・姉妹が入会した場合、所定の手続きにより入会2ヶ月目の月謝から兄弟割引を適用する。
兄弟・姉妹に関する登録情報に変更がある場合は、速やかにその旨を所属教室に届け出なければならない。

第15条 [会員の変更事項]

会員は住所、連絡先における、入会申込時の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

第16条 [除名]

会員が本規約に違反する場合、その他、デジタルプログラミング教室の会員であることを継続し難い重大な事由が生じた場合、デジタルプログラミング教室は指導員の意見を聞いた上で、当該会員を除名することができる。

第17条 [指導の遵守]

会員は、教室の活動に当たって、施設管理責任者並びに指導員の指示に従うものとする。

第18条 [施設器具の破損]

会員は、会員又は会員の付添人が活動中に施設器具及び備品等を故意又は過失により破損させた場合には、損害賠償の責任を負う。

第19条 [細則]

本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は当社が別に定める。

第20条 [規約の変更]

- 当社は、会員の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には本規約を変更することができるものとする。
- 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容を会員に電子メール又はアプリにより通知する。

第21条 [災害時の措置について]

災害時の措置は当社が別途定める「災害時における臨時休校の目安」によるものとする。

第22条 [施行]

本規約の施行は、2025年7月1日からとする。

以上